

規制の事前評価書

法令案の名称：外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案、対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案（仮称）

規制の名称：リスク軽減措置に係る規定の整備、間接的な投資に係る規定の整備、外国投資家のみならず規定の整備、事前届出対象外の対内直接投資等及び特定取得に対する報告徴求等の規定の整備

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：財務省国際局調査課

評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に適切に対応する観点から、対内直接投資等に係る事前届出の法律に規定する届出事項として国の安全等を損なうおそれに対応するための措置（以下「リスク軽減措置」という。）を追加するとともに、本邦企業の株式等を一定以上所有している海外法人等の議決権の取得等を規制対象に加えるほか、特にリスクの高い外国投資家¹の支配・影響下において投資活動を行う者について外国投資家とみなして事前届出を義務付け、特にリスクの高い投資家による非指定業種への投資について国の安全に係るリスクが生じた場合の対応を整備する等の措置を講じる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 事前届出の審査の過程において事実関係等の確認を行う中で、外国投資家が国の安全等に係るリスク軽減措置を記載の上、改めて届出を提出するケースが存在。投資の実行は認めつつ、国の安全等に係るリスクに対応するための方策として、事前届出におけるリスク軽減措置の重要性が増している。一方で、リスク軽減措置は実務上「経営関与の方法」等の届出項目に記載されており、記載項目としての位置付けが明確でないことや、投資実行後に、記載した内容に事情変更等が生じた場合の手續等について明確に位置付けられていないといった課題が存在。
- 現行の事前届出書において、届出者に自身の最終親会社等の記載を求めるなど、審査の過程では本邦企業への間接的な影響力の行使に高い関心が払われているものの、本邦企業に投資している外国投資家が別の外国投資家に買収される場合等、事後的な資本関係の変化による間接的な影響力行使を捕捉することができないといった課題が存在。
- 安全保障を巡る環境が厳しさを増す中、外国政府等の類型的に特にリスクの高い外国投資家の支配・影響下において、外国投資家以外の者が外国投資家のために投資活動を行うような場合には規制の対象となっていないところ、対内直接投資審査制度の潜脱につながりかねないといった課題が存在。
- 類型的に特にリスクの高い外国投資家が事前届出の対象でない非指定業種に対して行う一定の対内直接

¹ 非居住者である個人、外国法令に基づき設立された法人・団体（外国政府を含む。）、これらの者から 50%以上出資を受けている本邦の会社等であって、対内直接投資等又は特定取得を行うもの。

投資等及び特定取得について、投資実行後に安全保障上のリスクが顕在化することが懸念されているが、リスクが顕在化した場合の対応策が規定されていないといった課題が存在。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 事前届出における届出事項にリスク軽減措置を追加し、外国投資家が当該措置を講ずる必要がある場合には、届け出なければならないこととする。また、届け出たリスク軽減措置の内容の変更をしようとする場合に、あらかじめ当該変更を届け出なければならないこととする。併せて、対内直接投資等又は特定取得が国の安全等を損なうおそれがあると認められる場合には、事前届出等を行った外国投資家に対し、届出書に記載するリスク軽減措置等の内容の修正を勧告・命令することができることとする。届け出たリスク軽減措置を実施していない外国投資家に対し、対内直接投資等又は特定取得により取得した株式等の処分等を命じることができることとする。(①)
- ・ 本邦企業への間接的な影響力行使を捕捉する観点から、外国投資家が本邦企業に対して一定の投資をしている海外法人等の議決権を50%以上取得する行為等について、対内直接投資等の定義に加えることにより、事前届出の対象とすることとする。これにより、当該行為等は審査の結果によって事前届出に係る勧告・命令の対象となる。(②)
- ・ 外国投資家以外の者が、外国投資家との契約等に基づき、当該外国投資家のために対内直接投資等及び特定取得を行う場合等に、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、外国投資家に係る規定を適用することとする。その際、規制の潜脱防止という目的に鑑み、典型的に審査の必要性が高く事前届出免除制度の利用ができない外国投資家の支配・影響下にあるものに限って事前届出の対象とする。(③)
- ・ 典型的に特にリスクの高い投資家が、事前届出の対象でない非指定業種に対して行う一定の対内直接投資等又は特定取得のうち、将来において国際情勢の変化その他の事由により、国の安全を損なうおそれが大きい対内直接投資等又は特定取得に該当するおそれが大きいものについて、特に必要がある場合には報告を求めることができることとし、これらに該当すると認められる場合には、株式等の処分等の勧告・命令ができることとする。(④)

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 対内直接投資審査制度の見直しに当たっては、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に適切に対応することが重要である。①～④の規制は、施行状況等を踏まえた現行制度の実効性確保や、安全保障等の環境変化を踏まえたリスクに応じた対応を通じて、上記目的の達成に資するものである。その他の規制手段としては、指定業種か否かに関わらず、当局が必要と認める場合に事前届出を求めることができるようにすることや、投資実行後であっても審査を行うことができるようにすること等が考えられるが、投資家の法的安定性・予見可能性を著しく低下させ、健全な対内直接投資の促進を妨げるおそれが高いことから具体的な検討には至らなかった。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ ①～④の規制は、安全保障を巡る環境が厳しさを増す中で、国の安全等を損なう事態を生ずるおそれがある対内直接投資等に適切に対応するために必要かつ最小限のものであり、非規制手段による代替は困難であるため、検討を行わなかった。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ①により、外国投資家としては、投資実行後にリスク軽減措置の内容を変更すべき事情が生じた場合に變更に必要な手続を行うことが可能となる一方で、当局としても變更の届出を国の安全等の観点から審査することで事後モニタリングが容易になることが期待される。
- ②により、本邦企業の株式・議決権等を保有する外国法人等（直接保有者）を、別の外国投資家（間接取得者）が支配することを通じて、本邦企業の株式・議決権等を間接取得者が間接的に取得するようなケースについて、事前審査が可能となることで、国の安全等に係るリスクを有する対内直接投資等について必要な措置を講ずることが可能となる。
- ③により、外国政府等の典型的に特にリスクの高い外国投資家の支配・影響下において、外国投資家以外の者が外国投資家のために投資活動を行うような場合に、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなした上で事前届出の対象とすることで、対内直接投資審査制度の潜脱を防ぐことが期待される。
- ④により、典型的に特にリスクの高い投資家が事前届出の対象でない非指定業種に対して行う一定の対内直接投資等又は特定取得について、将来において国際情勢の変化その他の事由により、安全保障上のリスクが顕在化した場合に対応策を講ずることが可能となる。
- なお、本改正により規制の対象となる外国投資家による事前届出件数等について現時点で把握し、それに基づいて効果の定量化を行うことは困難であるが、規制導入後の事前届出の件数等を把握することにより、事後評価書の作成時には可能な限り効果の定量的な確認を行うこととする。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ①による事前届出書における記載事項の追加等により、1件当たりの届出書作成時間は増加する可能性があるものの、これまでも審査の過程でリスク軽減措置の記載が必要と認められるケースにおいては、外国投資家がリスク軽減措置を記載の上、改めて届出を行っていたことも考慮すると負担の増加は限定的と考えられる。また、外国投資家にとっては関連手続の予見可能性の向上にも資する。
- ②により、新たに事前届出の義務が課せられる間接取得者については、事前届出に係る遵守費用が生じるが、事前届出の対象となる投資の範囲については、健全な投資促進に配慮しつつ、間接取得者のリスク属性に応じて設定されることから、一般投資家への影響は必要最小限にとどまる見込み。
- ③により、新たに外国投資家とみなされ事前届出の義務を負うことになる外国投資家以外の者については、事前届出に係る遵守費用が生じるが、規制の潜脱防止を主たる目的とするもので、対象となる投資家の範囲は限定されていることから、最小限の影響にとどまる見込み。
- ④により、非指定業種への対内直接投資等について、国際情勢の変化その他の事由により、国の安全に係る対内直接投資等に該当するおそれがあると当局が認めた場合、新たに報告等に係る遵守費用が発生するが、制度の対象は、外国政府等による非指定業種を営む本邦企業の株式・議決権の10%以上の取得等に限定されていることから、最小限の影響にとどまる見込み。
- いずれの遵守費用についても、事前届出等の事務負担に係るものであり、事案の件数及び個々の事案の内容によって大きく異なることから、金銭価値化は困難であるが、規制導入後の事前届出の件数の把握等により、事後評価書の作成時には可能な限り定量的な確認を行うこととする。

<行政費用>

- ・ ①による事前届出書における記載事項の追加等により、1件当たりの審査処理時間は増加する可能性があるものの、これまでも審査の過程でリスク軽減措置の記載が必要と認められるケースにおいては、外国投資家がリスク軽減措置を記載の上、改めて届出を行っていたことも考慮すると処理時間の増加は限定的と考えられる。
- ・ ②、③により、新たに事前届出が必要となる投資に対して、財務省及び事業所管省庁等が実施する審査に係る行政費用が発生することが見込まれるものの、事前届出の対象となる投資の範囲は、投資家のリスク属性に応じた取扱いとしていること等に鑑み、必要最小限の増加となる見込み。
- ・ ④により、典型的に特にリスクの高い投資家による非指定業種への投資について、国際情勢の変化その他の事由により、安全保障上のリスクが顕在化した場合には報告の徴収等を行うために行政費用が発生するものと考えられる。
- ・ いずれの行政費用についても、事前届出等の事務負担に係るものであり、事案の件数及び個々の事案の内容によって大きく異なることから、金銭価値化は困難であるが、規制導入後の事前届出の件数の把握等により、事後評価書の作成時には可能な限り定量的な確認を行うこととする。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 規制の内容について異存ない。
- ・ 透明性の確保と、制度周知を徹底すること。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 関税・外国為替等審議会 第63回外国為替等分科会 (2025年9月30日開催)
- ・ 関税・外国為替等審議会 第64回外国為替等分科会 (2025年10月31日開催)
- ・ 関税・外国為替等審議会 第65回外国為替等分科会 (2025年11月20日開催)
- ・ 関税・外国為替等審議会 第66回外国為替等分科会 (2025年12月12日開催)
- ・ 関税・外国為替等審議会 第67回外国為替等分科会 (2026年1月7日開催)

<関連する会合の議事録の公表>

財務省HP「関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会 (議事要旨等)」

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/index.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

本法律案の施行後5年を経過した時点において、本法律・政令の施行の状況を検証し、事後評価を行う予定。